

平成28年度答申第1号

平成28年 7月12日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

個人情報の目的外利用について (答申)

平成28年7月12日付け松健健第114号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

平成28年度高齢者向け給付金、平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金給付事業に係る個人情報の目的外利用について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、これまでに実施した高齢者向け給付金給付事業及び臨時福祉給付金給付事業において収集し、保管している受給者情報〔支給状況等情報（氏名、住所、性別、生年月日、支給状況）、書類送付先変更申出情報（氏名、住所）及び金融機関口座情報をいう。以下同じ。〕の利用にあたっては、その当時の受給者の意思を十分忖度し、慎

重な取扱いを行うとともに、事務処理上差し支えのない範囲で市民感情に配慮した柔軟な対応を検討されたい。

また、事業の実施にあたっては、個人情報の適切な管理措置が講じられるよう、実施機関内はもとより受託事業者を含め指導することを求める。

3 市の機関からの諮問内容

(その1)

(1) 事業の名称

平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金給付事業

(2) 事業の目的・内容

平成28年度の臨時福祉給付金給付事業は、消費税率引上げを考慮し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、臨時福祉給付金を支給するものである。

また、昨今の景気回復傾向による賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、障害・遺族年金受給者向け給付金を支給するものである。

(3) 個人情報を目的外利用する理由

臨時福祉給付金給付事業の支給対象者を事前に確実に把握することにより、同給付金の申請勧奨を可能とするとともに、審査・決定・支給手続きにおける市民負担を軽減し、かつ早期支給に資することなど、市民の利便性を高めるため。

また、臨時福祉給付金給付事業の目的達成における効果等を評価、検証するため。

(4) 支給対象者

臨時福祉給付金については、基準日（平成28年1月1日）時点において、住民基本台帳に登録されている者のうち、平成28年度市民税（均等割）が課税されていない者[市民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。]であって、生活保護の被保護者等を除いた者。

また、障害・遺族年金受給者向け給付金については、上記支給対象者のうち、国民年金法に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金等、支給対象となる年金の平成28年5月分の受給がある者。

(5) 目的外利用する個人情報

- ① 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民情報（住所、氏名、性別、生年月日、続柄）
- ② 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市民税課税情報（所得、扶養関係）
- ③ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者情報（住所、氏名、生年月日）
- ④ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の受給者情報（住所、氏名、生年月日）
- ⑤ 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当の受給者情報（住所、氏名、生年月日）
- ⑥ 過年度に実施した臨時福祉給付金給付事業及び平成28年度高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）給付事業において収集及び保管している受給者情報
- ⑦ 虐待により施設等に入所措置等がとられている障害者及び高齢者に関する情報（住所、居所の所在地、氏名、性別、生年月日、入所目、入所事由）

(6) 個人情報を目的外利用する課

健康福祉部 健康福祉政策課（臨時福祉給付金担当）

(7) 個人情報を目的外利用する期間

平成28年8月1日から平成29年5月31日まで（予定）

(8) 業務を所掌する課（諮問課）

健康福祉部 健康福祉政策課（臨時福祉給付金担当）

(その2)

(1) 事業の名称

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け給付金）に関する調査

(2) 事業の目的・内容

内閣官房一億総活躍推進室及び厚生労働省簡素な給付措置支給業務室にて、高齢者向け給付金が高齢者の消費活動に及ぼした影響等を検証するため、給付金のうちどの程度を消費に回したのか、具体的にどのような消費内容であったのか等について、受給者である高齢者にアンケート調査を行う。

(3) 個人情報を目的外利用する理由

高齢者向け給付金給付事業の目的達成における効果等を評価、検証するため。

(4) 調査対象者

高齢者向け給付金の受給者。

全国の同給付金の受給者から2,000件の有効回答数を得るために要するサンプル数を当該調査に協力する自治体で配分。

(5) 目的外利用する個人情報

① 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民情報（住所、氏名、性別、生年月日、続柄）

② 高齢者向け給付金給付事業において収集及び保管している受給者情報

(6) 個人情報を目的外利用する課

健康福祉部 健康福祉政策課（臨時福祉給付金担当）

(7) 個人情報を目的外利用する期間

平成28年8月1日から平成28年12月31日まで（予定）

(8) 業務を所掌する課（諮問課）

健康福祉部 健康福祉政策課（臨時福祉給付金担当）

以上